

平成30年1月15日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施についての一部改正について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省より各都道府県知事宛別添の通知がなされました。

本改正の概要は下記のとおりであります。詳細は別添の新旧対照表をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 改正の概要

- (1) 定期的な検診の機会を利用した接種状況の把握において、3～4か月児健康診査など必要に応じて実施する健康診査の機会においても接種状況を把握することを追加すること。
- (2) 接種前に母子健康手帳の提示を求める対象に小児を追加すること。
- (3) 予防接種法第28条の規定による実費の徴収について、同条ただし書に規定する経済的理由には、市町村民税の課税状況や生活保護世帯又は中国残留邦人等支援給付の受給の有無が含まれるため、予防接種を受けた者又はその保護者のこれらの状況を勘案し、実費を徴収することができるかどうかを決定することについて定めること。
- (4) 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票（様式第6）において、「皮下注射・筋肉内注射の別」欄を追加すること。
- (5) その他必要な改正

2 施行期日

平成29年12月26日